

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 9 日現在

機関番号：13103

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2012～2014

課題番号：24653246

研究課題名(和文) 特別支援教育におけるパートナーシップ原理モデルの確立に向けた比較教育学的研究

研究課題名(英文) Comparative Study on the Establishment of Partnership Principle Model in Special Needs Education

研究代表者

河合 康(KAWAI, YASUSHI)

上越教育大学・学校教育研究科(研究院)・教授

研究者番号：90224724

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、特別支援教育の中にパートナーシップ原理モデルを確立させるために必要な観点を明らかにするために、比較教育学的研究を行った。その結果、アメリカでは「個別教育計画(IEP)」、イギリスでは「判定書」等において特別支援教育の対象が確定され、パートナーシップ原理が機能するしくみが整備されていることが明らかにされた。日本も、今後、「個別の教育支援計画」又は「個別の指導計画」の作成を基準として対象者を確定するシステムを構築し、パートナーシップ原理を推進していく必要性が指摘された。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study was to investigate the partnership principle by means of the comparative education study.

As a result it was clarified that the subject of special needs education in Japan should be identified on the basis of the individualized educational support plan or the individualized education plan to improve the partnership by referring to the Individualized Education Program(IEP) in USA and the statement in UK.

研究分野：特別支援教育

キーワード：特別支援教育 パートナーシップ原理

1. 研究開始当初の背景

特別支援教育においては「連携」が重要なキーワードとなっている。この連携を具現化するしくみとして、「個別的教育支援計画」の作成が推進されており、すべての学校種の新しい学習指導要領においても示されている。しかし、作成状況を見てみると、「連携」を実現するしくみが整備されているとはいえない状況にある。

こうした状況下では関与 (Involvement) や参加 (Participation) よりも積極的で強い意味を有しており、互いに対等な立場で活動や責任を共有することを示している「パートナーシップ原理」という概念に基づいて (Bray, M. (1999) Community Partnership in Education: Dimensions, Variations, and Implications. UNESCO)、研究を進めることが有効であると考えた。

2. 研究の目的

本研究では、諸外国における障害のある子どもに対する教育システムとの比較に基づきながら、パートナーシップ原理が有効に機能するために必要な政策上の改善点を明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

日本におけるパートナーシップ原理の機能について、学校間パートナーシップ原理、就労パートナーシップ原理、という観点から分析を行う。

アメリカにおいてパートナーシップ原理の基盤となっていると思われる「個別教育計画 (Individualized Education Program) (IEP)」についての歴史的背景、現状、課題を明らかにする。

イギリスにおいてパートナーシップ原理の基盤となっていると思われる判定書についての歴史的背景、現状、課題を明らかにする。

～ を踏まえて、わが国に適したパート

ナーシップ原理とは何かについて考究する。

4. 研究成果

(1) 日本における特別支援教育の対象者の曖昧性

日本では、「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」が平成 14 年に学習障害 (LD) 等の通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を明らかにするために全国実態調査を実施し 6.3% の児童生徒が特別な支援を必要とするとした。

その後、文部科学省は平成 24 年に「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」を公表し、6.5% の割合で当該児童生徒が存在するとした。しかし、その間の 10 年間の実態把握は行われておらず、平成 19 年に特殊教育から特別支援教育に転換されたが、特別支援教育の対象がどの位存在するのかについての客観的なデータは示されていない。

文部科学省の「平成 26 年度特別支援教育体制整備等状況調査」では、通常学校において、特別支援教育対象児童生徒の実態把握を行っている割合は、幼稚園 86.5%、小学校 98.6%、中学校 94.2%、高等学校 79.8% という数値が示されている。しかし、実態把握が未実施の学校もみられたり、実態把握の基準が均一ではないなど、特別支援教育の対象が不明確なまま、教育実践が進行しているといえる。

このような中で、近年、「気になる子ども」「困った子ども」などの概念規定が不明確な用語がみられるようになってきている。

一方、アメリカでは個別教育計画において、また、イギリスでは判定書を含む一連の評価システムの中で特別支援教育の対象が明確に特定されており、こうした文書に基づいて教育サービスの提供が保障されるしくみになっている。我が国の特別支援教育が

「障害の種類と程度」ではなく「一人一人の教育的ニーズ」に応じた教育に転換した点と、アメリカやイギリスの状況を参考にし、パートナーシップ原理が機能するためにはいかなる対応が必要であるかを考えると、今後は、障害の基準に基づいて実態を把握するというよりも、特別支援教育システムの鍵となる「個別の教育支援計画」又は「個別の指導計画」が作成されている児童生徒を特別支援教育の対象者とし、対象を明確化することが必要になると思われる。

障害の種類と程度による実態把握の場合、子どもを対象に調査を実施する必要があるため物理的・時間的等、多くの制約があるが、「個別の指導計画」などの文書の有無に関するデータは比較的容易に毎年、入手が可能であろう。ただし、平成 21 年度の通常学校の実態をみると、「個別の教育支援計画」を作成している学校は幼稚園 38.6%、中学校 78.6%、中学校 71.9%、高等学校 23.2%となっている。「個別の指導計画」はそれぞれ、47.3%、92.5%、83.7%、27.2%となっている。理想的には、関係機関間のパートナーシップ原理を機能させる上で重要な「個別の教育支援計画」の作成率をもって特別支援教育の対象とすることが望まれるが、当面は作成率の高い「個別の指導計画」が作成されている児童生徒数に基づいて特別支援教育の対象を明確にしていくことが現実的であろう。

(2) 縦と横の連携のためのシステムの整備（教育以外のサービス提供の充実）

わが国の特別支援教育では、乳幼児から学校卒業後まで生涯にわたって（縦の繋がり）、関係機関の連携のもとに（横の繋がり）、障害児の自立と社会参加を目指して支援するという点が重要とされている。この点については、米国では IEP の中に関連サービスを明記するようになっていたり、「個別家族サービスプラン」(Individualized Family

Service Plan : IFSP) が作成されている。さらに 1990 年より、障害児が学校生活から成人生活に円滑に移行できるようにするためのサービスを IEP の中に明記しなければならないようになってきている。これは、「個別移行計画」(Individualized Transition Plan : ITP) といわれており、16 歳までに作成しなければならないとなっている。

英国でも、判定書の中に教育以外のニーズや対応が示されるようになっており、両国とも関係機関との連携を図るシステムが整備されている。また、英国では 2007 年のブラウン政権の誕生時に、省庁再編によって「子ども・家庭・学校省」を設けて、子どもに関係するあらゆる機関が横断的に協働して教育的対応を行えるしくみの構築が目指された。2010 年のキャメロン政権により、「教育省」に再編されたが、2011 年 3 月に出された政府緑書では、SEN を評価するしくみや判定書のシステムを改め、新たに「教育・健康・ケア計画 (Education, Health and Care Plan) 」を導入することを提言している。この計画は、教育・健康・ソーシャル・ケアを統合するしくみであり、組織横断的に SEN に対応していこうとするものである。年齢範囲は生まれてから 25 歳までと長期にわたっている。こうしたしくみが、まさにパートナーシップ原理を機能させる上で極めて重要であると考えられる。

日本でも特別支援教育を推進するに当たって縦と横の繋がりを重視し、そのツールとして「個別の教育支援計画」の作成が求められているが、(1) で述べた通りその進展は十分とはいえない。特別支援学校学習指導要領だけではなく、通常学校の新学習指導要領においても「個別の教育支援計画」に関する言及がなされていることを踏まえて、学校教育全体として「個別の教育支援計画」の作成の推進に向けて努力していく必要がある。

(3) 多様な教育の場の設定とその質的向上及び保護者の権利保障

イギリスでは「柔軟な対応の連続体」という考え方に基いて、多様な教育の場を設定し、最も適した学校が就学先として決定されている。アメリカ、イギリスとも特別学校を否定するものではなく、むしろ、その存在を制度的な前提としている。

しかし、いずれの場を選択したとしても、何らかの点で制約が生じることとなる。例えば、個に応じた指導を行うためには、人的配置の条件が良い特別支援学校が効果的であるが、集団生活を経験したり、社会性の育成のためには、通常学級に在籍することが好ましい場合も多い。それ故、就学先の決定に際しては、様々な場におけるメリットを中心にその詳細を保護者に伝え、それぞれの場の長所と短所を相対的に認識できるようにする必要があろう。最終的には現状の通り、行政当局が就学先を決定するのが妥当であると思われるが、アメリカ、イギリスのように保護者の権利保障システムを整備することも、パートナーシップ原理を有効に機能させる上で重要であるといえる。現在、日本でも学校教育法施行令第18条の2により、就学手続きにおける保護者の意見聴取義務が課せられているが、アメリカやイギリスに比べて制度的に不十分であることは否めない。今後、日本においても、特別支援学校から通常学級における教育まで、多様な場における教育内容や質を向上させ、その上で保護者の権利を保障するシステムを強化する必要がある。

現在、日本においては、全体的に少子化傾向にあるにもかかわらず、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室で教育を受けている児童生徒数が増加しており、教室不足への対応に追われている地域も多い。ここには、特殊教育時代に培ってきた教育実践の蓄積や専門性に対する保護者を含めた関係者の

評価が反映されていると考えられる。今後は、特別支援学校のセンター的機能などが強化され、様々な場における教育の質が向上し、そのことがパートナーシップ原理の機能強化に繋がることを期待したい。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計6件)

中嶋忍・河合康(2015) 大正時代の教育雑誌「信濃教育」における乙竹岩造の『特殊教育論』に関する研究. 上越教育大学特別支援教育実践研究センター紀要, 21, p.27-32.

中嶋忍・河合康(2014) 特別支援教育実践における障害児教育史研究の役割. 上越教育大学特別支援教育実践研究センター紀要, 20, p.9-14.

中嶋忍・河合康(2014) 明治33年における長野県松本尋常小学校特別学級の開始と授業状況に関する史的研究. 上越教育大学研究紀要, 33, p.115-123.

中嶋忍・河合康(2013) 明治時代の雑誌「信濃教育」における特別教育の対象児童に関する研究論文の概要. 上越教育大学特別支援教育実践研究センター紀要, 19, p.7-11.

中嶋忍・河合康(2012) 明治32年における長野県松本の特別学級制度に関する研究. 発達障害研究. 34(2), p.195-206.

河合康(2012) 日本との比較からみたインドネシアの特別支援学校学習指導要領に関する一考察. 上越教育大学研究紀要. 31, p.155-161.

[学会発表](計5件)

河合康(2013.8.31) インクルーシブ教育システム下における特別支援学校の役割 特別支援学校に求められるミッションと専

門性をどのように支えるかー日本特殊教育学会第51回大会(明星大学)

内田暢一・河合康(2013.8.31)昭和30年代初頭までの光明学校における「治療」の展開に関する史的研究.日本特殊教育学会第51回大会(明星大学).

中嶋忍・河合康(2013.8.24)明治30年代の長野県松本尋常高等小学校の成績不良児童対策に関する史的研究.日本発達障害学会第48回研究大会(早稲田大学)

河合康(2012.9.29)自立活動研究の到達点と展望.日本特殊教育学会第50回大会(筑波大学)

中嶋忍・河合康(2012.9.28)長野県松本尋常高等小学校特別学級に関する史的研究.明治30年代の児童の欠席実態と卒業状況についてー.日本特殊教育学会第50回大会(筑波大学)

〔図書〕(計13件)

河合康(2015)「インクルーシブ教育」日本学校教育学会編.時代を読む学校教育社会変動の中で研究する教師のために.(印刷中).所収.

河合康(2015)「発達障害と特別支援教育コーディネーター・校内委員会」日本発達障害学会編.発達障害児者支援の実践と研究のための診断.福村出版(印刷中).所収.

河合康(2015)「障害者と権利擁護」(204-205頁)安藤隆男・藤田継道編著.よくわかる肢体不自由教育.ミネルヴァ書房.全231頁.所収.

河合康(2015)「障害者権利条約」(206-207頁)安藤隆男・藤田継道編著.よくわかる肢体不自由教育.ミネルヴァ書房.全231頁.所収.

河合康(2015)「肢体不自由児とインクルーシブ教育」(208-209頁)安藤隆男・藤田継道編著.よくわかる肢体不自由教育.

ミネルヴァ書房.全231頁.所収.

河合康(2015)「地域生活と余暇活動」(220-221頁)安藤隆男・藤田継道編著.よくわかる肢体不自由教育.ミネルヴァ書房.全231頁.所収.

河合康(2015)「肢体不自由者関連団体」(224-225頁)安藤隆男・藤田継道編著.よくわかる肢体不自由教育.ミネルヴァ書房.全231頁.所収.

河合康(2013)「外国の例 アメリカ」(42-45頁)石部元雄他編著.よくわかる障害児教育(第3版).ミネルヴァ書房.全199頁.所収.

河合康(2013)「外国の例 イギリス」(46-49頁)石部元雄他編著.よくわかる障害児教育(第3版).ミネルヴァ書房.全199頁.所収.

河合康(2013)「視覚障害」(56-59頁)石部元雄他編著.よくわかる障害児教育(第3版).ミネルヴァ書房.全199頁.所収.

河合康(2013)「合理的配慮」(162-163頁)石部元雄他編著.よくわかる障害児教育(第3版).ミネルヴァ書房.全199頁.所収.

河合康(2012)「イングランド国王ジェームズ一世の肖像」(2015-2016頁)「ノックグラフトンの伝説」日本特殊教育学会編.障害の百科事典.丸善出版.全2,431頁.

河合康(2012)「ノックグラフトンの伝説」(2157-2158頁)日本特殊教育学会編.障害の百科事典.丸善出版.全2,431頁.

〔産業財産権〕
出願状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6．研究組織

(1)研究代表者

河合 康 (KAWAI YASUSHI)

上越教育大学・学校教育研究科・教授

研究者番号：90224724